

# 平成29年 第3回定例会 1日目

(平田文義議員 北海道町村議会議長会より表彰状の授与を堀議長より行う)  
会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第38号 平成29年度月形町一般会計補正予算(第3号)
- 議案第39号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第40号 平成29年度月形町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第41号 月形町月ヶ岡農村公園条例の制定について
- 議案第42号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 報告第3号 平成28年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 認定第1号 平成28年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

(桑原代表監査委員から所用のため欠席の旨の報告あり)

○ 議長 堀 広一 ただ今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、平成29年第3回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 堀 広一 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

平 田 文 義 議 員

我 妻 耕 議員

の兩名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 堀 広一 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、8月29日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 堀 広一 議会運営委員会 楠 順一委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 楠 順一 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る8月29日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案にかかるものとして、一般会計補正予算他全8議案、報告1件、認定6件であり、議会から意見案1件の提案が予定されております。

また、付議された議案中、平成28年度各会計決算認定6件は一括提案とし、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

一般質問については、8月25日の通告期限までに4名の議員から通告があり、9月6日に行うことにいたしました。

以上のことから、本定例会の会期につきましては、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日5日から9月12日までの8日間としたところであります。

最後に本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会において協議した結果の報告といたします。

- 議長 堀 広一 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日5日から12日までの8日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、会期につきましては、本日5日から12日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 堀 広一 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告については、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願

ます。

次に、行政視察報告がありますので、報告を求めます。

- 議長 堀 広一 松田順一議員、報告願います。
- 議員 松田 順一 月形町議会道内行政視察について参加者を代表して報告いたします。

この度、議会として視察先を選定する上で真っ先に考えられたのは、本年1月、宮嶋副院長が町立病院を退職され、専任の整形外科医師が不在になったことであります。現在、整形外科は出張医師により診療がなされ、町民の不安は解消されていますが、曜日と時間が制限されているため、以前と比べて不満を覚える患者も少なくないと思われまます。本町においても医師不足のほか、経営環境の悪化などにより、医療の提供体制の維持が厳しく、病院経営体制の見直しを検討する執行方針が示されています。このような現状を踏まえ、本町の参考になるべく先進的な病院経営を実施している2か所の診療所を視察しました。

はじめに、十勝の更別村国民健康保険診療所を視察しました。ここでの説明では、平成12年に介護保険制度がスタートし、高齢者ができる限り在宅での生活が続けられるよう支援するため、地域医療・福祉・保健の機能の充実が要求される時に当時の医師が退任してしまいました。そこで、家庭医療を専門とする医療法人社団と医療業務提携を推進し、更別村も家庭医療の診療に賛同し、医師の派遣に協力を得られるようになりました。医療・福祉・介護の連携がなされています。平成16年には、長野県川上村と同様に病床数19床の診療所を含めた「ヘルシーパーク」が建築されていました。さらに施設内に軽度の認知症の人が暮らせる部屋も併設されていることに驚かされました。

次に、上川の比布町立びっぷクリニックを視察しました。ここでは平成11年の開業以来、公設民営方式による委託契約を行い、施設及び設備は町有として使用管理を医師に任せ、診療業務と診療所の責任は医師が負うという特色ある形態をとっています。医療スタッフも医師側が確保しているとのことでした。X線装置及びCT断層撮影装置は全額町負担とのことでしたが、それ以外の町が認める大型医療機器で500万円以上のものは協議し、双方2分の1の負担としています。このクリニックは都市部の病院並みの最新、高レベルの医療を提供できる設備を整えていました。院長は腹腔鏡下外科手術の第一人者で、外科の手術も多く、若い看護師の養成も旭川医科大学で研修しているとのことでした。また、平成23年には人工透析棟を完成し、病床10床で運営し黒字化を達成しているとのことでした。

この2か所の診療所を視察して家庭医と専門医との違いがありましたが、どちらの診療所も研修医が自己研修に来る施設であります。月形町規模の人口の

病院でも可能性があることを認識することができたことが、この研修の収穫であったと考えます。最後になりますが、有意義な視察を受け入れていただいた更別村・比布町の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

以上、行政視察報告といたします。

- 議長 堀 広一 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 堀 広一 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

- 議長 堀 広一 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第38号 平成29年度月形町一般会計補正予算(第3号)

- 議長 堀 広一 日程5番 議案第38号 平成29年度月形町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案書20ページ、3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額7万4,000円です。内容は、総務事務経費の職員普通旅費です。新規採用職員の赴任に係る移転料、着後手当です。本年6月末で職員1名、保健福祉課に配属された社会福祉士の資格を持った者が退職しております。後任に8月1日付けで新規採用しておりますが、その職員の赴任に係る移転料、着後手当です。8目 財産管理費の補正額はありません。これについては、8月で改修を終えた月ヶ岡農村公園整備事業の、当初、財源を公有財産基金繰入金で充当する予定でした。その後、地方債、過疎債を申請していく中で、地方債の配分が得られる予定であるということで、今回、財源を基金繰入金から地方債に振替えるものです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額224万1,000円です。内容は、障害者自立支援等給付事業、過年度国道支出金精算返納金です。2目 老人福祉費6万4,000円の増額、8節から12節のとおりです。内容は、高齢者活動支援事業です。毎年、9月15日を基準日とした喜寿・米寿男女の最高齢者へ祝品を贈呈しております。例年、職員が対象者を回って贈呈していたところですが、本年は一堂に会して町長から直接、お祝いの品を贈呈していただき、その時、例えば認知症予防の講話などを合わせて行うなどの行事にしたいと考えております。講師等謝礼から通信運搬費に係る経費です。6款 農林水産業費 1項

農業費 1目 農業委員会費、補正額8万5,000円です。内容は、農業委員会事務経費、職員普通旅費です。月形町農業委員会会長が空知農業委員会連合会会長に再任されております。それに伴って連合会事務局も当農業委員会が担うことになっております。秋には全国農業委員会会長代表者集会在東京であります。それに随行する連合会事務局職員としての旅費です。2目 農業振興費12万1,000円の増額です。内容は、新規就農対策事業、手数料、負担金です。手数料ですが、実習農場の再整備に伴い、競売して撤去する予定の倉庫、実習農場の一番奥側にあるものですが、その中に廃棄しなければならない不要品、資材等があります。その廃棄手数料です。負担金については、北海道新規就農フェア出展の負担金で、年間3回ほど出展に参加する予定ですが、その負担金が本年度途中で増額になったことによる補正です。7款 商工費 1項 商工費 3目 ふるさと公園費、補正額164万4,000円です。内容については皆楽公園等管理経費、修繕料ですが、本年7月に温泉ホテルの給湯管が破裂し応急処置を行っており、その本格修理を行いたいということで、94万4,000円程、合わせて指定管理施設であるみのり工房の空調、エアコンの修理15万円、その他に今後の突発的な事態の対応費用として50万円追加したいというものです。

議案書12ページ、2歳入です。17款 繰入金 1項 基金繰入金 4目 公有財産整備基金繰入金、補正額1,740万円の減額です。歳出の項目で説明した月々岡農村公園整備事業の財源、公有財産整備基金繰入金から町債に振替えさせていただくものです。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額387万です。今回の歳出補正予算総額から特定財源を差し引いた387万円については、平成28年度からの繰越金を充てさせていただきたいと思っております。19款 諸収入 5款 雑入 5目 雑入、補正額35万9,000円です。空知農業委員会連合会支出金、空知農業委員会連合会の事務局を任務することになったもので、連合会から交付される事務費です。20款 町債 1項 町債 1目 総務債、補正額1,740万円です。先ほどの公有財産整備基金繰入金の財源振替で総務債を増額するものです。

議案書6ページ、第2表 地方債補正です。地方債の補正については、この第2表のとおり、地方債の追加をさせていただくものです。これも説明申し上げてきました月々岡農村公園整備事業について事業の財源が起債、過疎債の配分が見込まれるということで、今回、地方債として追加させていただくものです。以上で説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第39号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）

- 議長 堀 広一 日程6番 議案第39号 平成29年度月形町国民健  
康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正については、国民健康保険広域化準備事業と合わせて過年度返  
納金に係る補正です。

議案書44ページ、3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1  
目 一般管理費、補正額605万3,000円です。内容は、国民健康保険広  
域化準備事業、電算システム改修業務です。国民健康保険広域化に係るシス  
テムの改修業務の委託料、当初予算に計上したものの増額、それから新たにネッ  
トワークの改修分を合わせて605万3,000円、経費については、全額国  
費と道費を財源とするものです。10款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年  
度返納金、補正額31万6,000円です。平成28年度の退職者医療療養給  
付費等交付金の清算に係る返還金です。社会保険診療報酬支払基金への返納で  
す。

議案書38ページ、2歳入です。3款 国庫支出金 2項 国庫補助金  
1目 財政調整交付金4万2,000円の補正額です。2目 国民健康保険制  
度関係業務準備事業費補助金597万円の補正額です。両方共、国民健康保険  
広域化に向けた先ほど歳出で説明したシステム改修業務に係る財源です。6款  
道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金、補正額4万1,000円  
です。同じく国民健康保険広域化に向けたシステム改修業務に係る財源です。  
10款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額31万6,000円で  
す。過年度返納金の財源とするもので、平成28年度からの繰越金を過年度返  
納金の財源とさせていただくものです。以上で説明を終わります。宜しくご審

議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第40号 平成29年度月形町介護保険事業特別会計補正  
予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程7番 議案第40号 平成29年度月形町介護保  
険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正ですが、各事業におきましての過年度返納金の補正です。

議案書62ページ、3歳出です。5款 諸支出金 1項 諸費 1目 過  
年度返納金、補正額682万9,000円です。平成28年度の各事業の国費・  
道費、国道支出金ですが、それと合わせて支払基金の清算による返還金でござ  
います。

議案書58ページ、2歳入です。5款 支払基金交付金 1項 支払基  
金交付金 1目 介護給付費交付金、補正額86万3,000円です。過年度  
返納金の財源です。8款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 介護給付費準  
備基金繰入金、補正額596万6,000円です。これにつきましても、過年  
度返納金の財源で、介護保険給付準備基金を充てたいと思います。以上で説  
明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり可決することにした

と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第41号 月形町月ヶ岡農村公園条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程8番 議案第41号 月形町月ヶ岡農村公園条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨ですが、月ヶ岡農村公園の休養施設等については、8月にトイレ改修などを終えたところですが、改めてこの施設について町の情報発信や地場産品の普及宣伝等を行う町の南側に位置する拠点施設としたいという考えです。このため、施設の設置目的を見直すと共に管理を指定管理者に行わせることを原則とするよう現在の条例を全部改正し、この条例については、平成30年4月1日から施行したいというものです。改正条例の要点について説明させていただきます。第1条は、月ヶ岡農村公園の設置目的を規定しており、この公園は、広く休養の場を提供するとともに、町の情報発信、地場産品の普及宣伝等を通じて、交流人口を拡大し地域そして町の活性化と福祉を増進するために設置するものと規定させていただくものです。第3条は、公園に置く施設を規定していますが、その施設には、トイレ・休憩スペースがある休憩施設、屋外の東屋等がある休憩広場、そして駐車場と駐輪場です。第4条は、この公園は、いわゆる指定管理者に管理を行わせることを規定しております。議案書68ページ、第13条において公園の利用料金について規定しております。議案書69ページ、第15条は、やむを得ない事情があると認めるときは、この公園の管理に係る業務を指定管理者ではなく町長ができるという規定をしております。最後ですが、全部改正した条例の施行については、先ほど申し上げた平成30年4月1日からと附則で規定させていただきます。以上で説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 松田順一議員。

- 議員 松田 順一 農村公園の中身については、今ほど説明がありました。が、月形町月ヶ岡農村公園条例という名称について、月ヶ岡農村公園は月ヶ岡

駅がメインであると思います。前回は町長が述べていますが、月形町の観光拠点として改修した月ヶ岡駅を中心とした公園であると認識している中で、月ヶ岡駅の名称がないのはどのようなことか、お聞きしたいと思います。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 今回、既存の条例の全部を改正するのですが、一部、設置目的からその精神は引き継いでいるところもあります。月ヶ岡駅は駅舎ではなく、休憩施設ということで駅という名称が使えるかどうかを検討していませんが、月ヶ岡農村公園にある休憩施設を中心とした公園で、駅の休憩施設として使えるという私たちの考えではあります。駅舎としての名称をもって公園を構成するというのでは考えておりませんでした。
- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 平成5年当時は、駅について深く考えていたかどうか分かりませんが、今、札沼線の廃止、存続の問題と大事な時期であるので、例えば、函館本線の江別から大麻、札幌へ向かう時に森林公園駅もありますので、可能であればこの条例案に月ヶ岡農村公園条例という名称で新たにできないかと思っておりますが、考えられないでしょうか。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 駅としてJR札沼線問題もありますので、その名称をして公園施設とするアイデアもいいと思いますが、駅舎というものと厳密にいうと駅にその名称を使うことは手続き的に多少時間を費やすと考えております。先ほども申し上げましたが、あくまでも月ヶ岡駅にある休憩施設を含めた公園ということで内外には宣伝等を含めて行っていきたいと考えております。
- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今、説明があった通り、すぐには答えを出せないと思いますが、せつかく、条例案を提出されるので、今後、どのような可能性があるのか検討していただければよいかと思います。以上で質問を終わります。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 今まで順調に進んでおりますが、この公園条例について2、3点伺いたいと思います。町民から今まで道の駅の要望があったところですが、私は超小型の道の駅に感じるもので、道の駅には関係なく考えておられるのか、伺いたい。それから、指定管理者制度による管理を行うということで、来年3月までには指定管理者が決まると思いますが、指定管理者の選考方法をどのように考えているのか、伺いたいと思います。それから、公園の利用時間

が24時間となっています。ということは、24時間体制で管理人が常駐するというので、24時間の人員配置をどのように考えているのか。私の考えでは、夜は人員もいないと思いますが、24時間体制年中無休となると人も常時いなければならないと感じるのですが、それはどのように考えているのか。それから、「第17条 指定管理者又は利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。」ということは、常時、人も張り付いていなければならない問題になるのかなと心配するところです。例えば、管理人がいない夜中に火災等が起きた場合どのようなかたちを取るのかということもはっきりしていないと思います。もう一点、特別利用はどのようなことを想定して申し上げているのか、伺いたい。それから、来年4月1日から施行するというので、これから3月末までどのような考え方でこの公園の管理をしていくのか、今、言った3、4点について説明願いたいと思います。

○ 議長 堀 広一 副町長。

○ 副町長 堀 光一 4点ほどあったと思います。1点目の道の駅とどのような位置付けかということですが、道の駅として今回の公園を整備したものではありません。ただし、冒頭で触れましたけれども、以前もあそこで農産物等を地域の方々が利用してあそこを通過する人たちに販売することもあります。冒頭、申し上げたとおり月形町の南の情報発信ができる、それから地場産品等をPRできる南側方面の拠点としたいという考えはあります。明らかに道の駅を意識してやっているものではありませんが、その機能を持ち合わせた施設と考えております。2点目の指定管理者の選定方法については、指定管理者に関する指定条例等があり、それに則って公募からはじまっていく予定であります。現段階では、公募からはじまり公募者の中から指定管理をしていただける人を選定していくという手続きでやっていきたいと考えております。3点目の24時間体制についてですが、第5条に公園の利用時間は24時間とするということで24時間開けっ放しで施設を利用するというイメージになると思いますが、施設が4つほどに分かれており、駐車場・駐輪場は特別な管理をしなくてもいいし休憩広場も24時間使いたい人は使えることになっております。24時間というところで一番はトイレですが、通常、休憩施設のメインは、中に入って利用される方が一般に使う所は、時間そして冬期間は閉鎖するわけですが、トイレについては24時間開放する考えで、これは、今までと同じように定時に開閉することは考えていなくて、24時間開放してご利用いただきたいということで24時間の対応施設は特にトイレということで考えておりますので、人員管理については、夜間常駐するという考えはございません。管理については日中で夜中の常駐については考えていないというところでご

ざいます。4点目の特別利用についてですが、特別利用は指定管理者に指定管理をしていただくのですが、あの施設で指定管理者以外又は一般に立ち寄っての利用以外にあそこでイベント等の行事をあの施設を使ってやらせてもらえないかという場合を想定しての規定でございます。5点目の第17条の損害賠償についてですが、これについては、当然指定管理をしている者が施設損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償していただきますし、指定管理者以外の一般利用者でも施設に損傷又は滅失等をした場合は、相当の損害賠償を町側から請求させていただくことになるということです。以上でございます。

- 議長 堀 広一 副町長、もう一点、今から3月末の期間の管理をどのように考えているのか。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 3月末までですが、施設はもう使えるようになっていきますので、この施設を改修する前から改修後3月末まで活用を考えられませんかという声掛けをしていくつかの施設に活用を打診しておりますので、そのような所に声掛けしてできればその施設を利用いただき、町の地場産品をそこで休日でも売っていただく、町のPRになるような冊子類を配布していただくことができないかということで福祉施設等に打診したいと考えております。当然、それは雪が降る前までの利用になると思いますが、なるべく平成30年4月からの設置目的に適うように今年からそれに近づいたことができると考えております。以上です。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 今、質問した分についてほとんど答弁をいただいたところですが、最後の来年3月末までの利用管理状況について聞きづらかったということもあって納得できないので、それをもう一度、詳しく説明願いたいと思います。それと、当別には間もなく大きな道の駅ができて営業開始となっております。農村公園と言われていてもほとんど道の駅と言っていいような感じの計画なので、その時には一つの例では、北海道で一番小さい道の駅というかたちで宣伝していった方が、一番大きいのはとても無理ですし一番小さいのであれば月形町でも十分機能を果たしてやっていけると思っていますが、そのようなことも考えながらやっていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 先ほど、これからの利用状況について申し上げてしましまして、管理の考えですが、今現在、指定管理者に管理はさせていないので、町が直営で管理しております。通年、あの施設のトイレ等の掃除、冬は除雪を町が直営で頼む所に頼んでやっていますので、その管理については、来年

3月まで町が直営で行うということで考えております。全国で一番小さい道の駅というネームバリューとして使ってやれば良いと考えておりますが、色々規制もあるかもしれませんので、できるだけ議員の言われるようにPRができる名称や宣伝方法をしていきたいと考えております。以上です。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 いくつかあるのですが、私は地元になるのでもそこは利用もするので非常に期待しているところで、きれいになって良かったと感じているのですが、ただ一つ、引っかかるのが今の話題で一番小さい道の駅として宣伝してはどうかということだと思いますが、月形町がここを道の駅として位置付けてやるのであれば、これはいかなるものか、月形町の位置的・位置付け的・スペース的・規模的にも月形町の道の駅としてここを位置付けるのであれば、にわかに賛成できない気がしていますので、そこをもう少し宣伝の仕方は他にもあると思うし、月形町の道の駅はここであると訴えるのはいかなるものかというのが私の見解です。それについてどのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。今、色々な議論が出てきているのでJR駅としての位置付けの問題と道の駅的な位置付けと二つの側面が出てきているので、私はそれについての考え方を明確にすべきではないかと思うのです。ですから、道の駅は道の駅としてもう少し別にしっかりプランを練って全町的な考えでやるべきであるし、ここを中途半端に道の駅と位置付けるのはどうなのかという気がしていますので、それについても答弁いただきたいと思います。もう一点、先ほど松田議員からJR駅としての位置付けはどうなのかということがありましたが、新聞の取り上げ方もそうですが、JR駅という名称をうたえるかどうかというJR側の責任問題もあると思うので確かに難しいのですが、実質的には駅なので特にJRの存続問題が取り上げられている中で、駅としての機能がある程度考えていく必要があると思うのです。実際に駅として使われるわけで、私が利用していて感じることは看板は駐車場側に向かっては表示があるのですが、駅側の乗客から見ると何も書いていないのです。そうするとあそこの位置付けが駅としての位置付けがないからそのようなになっていると思うのですが、それはちょっとおかしい、やはり、JRを利用する方に月形町の観光をアピールできる表示があって然るべきであると思うので、JRとの責任分担、管理の分担等があるとすれば検討が必要になると思うし、JR側の駅としての管理の範囲はどうなるのか、月形町が月ヶ岡農村公園として管理するのはどの範

囲までなのかということもあると思います。それが今の話を聞いているともう少し明確なお話しが必要であると思います。質問を整理すると、一つは道の駅としての位置付けを持つのかどうか。もう一つはJR間との責任分担と駅としての位置付けをどのように考えているのか。2点についてお伺いします。

○ 議長 堀 広一 副町長。

○ 副町長 堀 光一 道の駅としての考えではなく、笹木議員がお話しした全国一小さい道の駅ということで、これは私もネームバリューとしての考えはいいのではないかということでお答えしたつもりで、その前段に正式な道の駅としてではなく月形町の南に位置する町の宣伝や地場製品のPR等ができる拠点ということで、まだ道の駅はどうするのかという議論にはなっていませんし、月ヶ岡農村公園を道の駅として位置付けることはまとまっておりません。そんなことであそこの施設については今のところあくまでも道の駅に類似している機能はあると思いますが、月形町の情報発信をする南側に位置する拠点施設という位置付けをしているということです。JR駅としての考えは機能的には駅舎、休憩施設ということで、町の案内看板が道路側に向いてJR側に向いていないということで、確かにJR側に向いていることが望ましいですし、検討して行かなければならないと思います。駐車場に駐車していただく方又は乗降した人があの看板を見ていただけるということでこの公園ができた時からあのような向きになっていると思います。全くJRの乗客のことは考えていないのかということではなくJRに乗降する人、列車からは見えませんが、そのようなことで考えていますし、それについては検討しなければならないと思います。名前にも関係すると思いますが、JR月ヶ岡駅としての名称を付けるなど駅舎としての活用をするべきである、又は機能を付加するべきであるということについては、そこまでなるとJR北海道との協議が正式に必要であると思います。あくまでも、今時点ではJR駅の休憩施設としてあの公園をその面でPRをしていきたいと考えております。正式に駅という名称を付けることになると時間を費やすこともありますので、検討もさせていただきますが、今の段階では月ヶ岡駅の休憩施設ということで位置付けしたいと考えております。以上です。

○ 議長 堀 広一 楠 順一議員。

○ 議員 楠 順一 JR北海道の管理範囲と町の管理範囲の線引きはどうなっているのか。

○ 議長 堀 広一 副町長。

○ 副町長 堀 光一 JR北海道と月形町と一体の管理区分ですが、月形町農村公園はいわゆるホームから休憩施設、駐車場、広場、看板が立っている所が月形町の管理範囲ですので、ホームの維持管理はJR北海道が管理してい

ます。以上です。

- 議長 堀 広一 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 なぜこのような質問をするのかというと、新聞に掲載されてから2、3人の町民から「あそこを月形町の道の駅にするつもりなのか。」という話が出ているのです。それは「私は個人的には違うと思う。」というお話しはしたのです。言い方が悪いかもしれませんが「それでお茶を濁すのか。」と受け止めている人もいると思うので、言葉の使い方、表現の仕方が難しいところがあって、今、副町長の答弁にあった通り名称として道の駅と言ってしまうと色々な受け止め方が出てくるので、その考え方はもう少し明確に打ち出した方がいいと思います。私は最初に副町長の説明にあった通り月形町の南の玄関口の拠点として位置付けて、月形町全体の情報発信をやるということは大賛成ですが、それを道の駅と称することは反対です。ですから、考え方をきちんと整理していただきたいということです。もう一つ、JRとの関係ですが、聞いていて駅という位置付けがどうなのかという所が触れてはいけない部分なのか分かりませんが、JR存続問題も流れの中に置けば月形町があそこを拠点としてJR存続に対する町の姿勢を示すという意味では、JR駅という名称を使うかどうか別としても、関連をもう少し強く打ち出す条例にうたわせることは別ですが、やはり、町の姿勢として町長がせつかくあそこに案内して新聞にも掲載されたわけですから、それを町の姿勢として示していくのが望ましいと思います。この2点について答弁があればお願いします。
- 議長 堀 広一 町長。
- 町長 上坂 隆一 笹木議員、楠議員からのご提案、考え方が曖昧ではないかというご指摘もいただいたわけですが、道の駅については、国土交通省の一定の基準・企画があって勝手に使うことはできないことになっております。JR駅については、勝手に私どもが建てるわけにはいかないということは、両議員共ご承知のことと思っておりますが、新たに整備拡充して色々なかたちで注目されているので、それについて設置者として明確な位置付けが誤解のないようなかたちで有効に活用しなさいとご意見であると賜っております。大変、ありがたく思っております。これは、今回、新たにあそこに設置した建物は町の財産ではなく、平成5年からご承知のように月形町農村公園と位置付けて先ほど副町長が説明したとおり休憩施設、休憩広場、駐車場、駐輪場としてこれまで使ってきて、それを今回、休憩施設の和式の狭い男女のトイレを障がいのある人も使いやすい、そして車いすの方も入りやすいようなかたちに整備をしたということです。それから、単なる待合室的な場所に流し等調理できるような物も設置して今後、有効活用ができないかということで、台所的な給湯・流し台を整備しただけで、外観も含めてほとんど何も変わっていないし、位置付けや考

え方も平成5年のとおり推移しており、今回の提案はその管理を直営で町が管理することではなく、もっと多目的・多様に活用できるようにということで皆様に今回、指定管理者制度を導入させていただき、指定管理をしていただいた所がその目的や意図、そして両議員や町民の皆様がお話ししている多様な有効活用が柔軟にできるよう指定管理者制度を導入したいという提案ですので、そのことをご理解いただきご意見を賜りたいと思いますので、ご審議のほど宜しくをお願いします。

- 議長 堀 広一 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 大体、分かりました。直営で管理するより指定管理者に移行してもっと有効に活用して、それも町が直営ではなく指定管理体制にもっていくということで今回の提案があったと理解しますので、どちらかという議論がそれたところもあるかと思いますが、理解しました。以上です。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午前11時11分休憩）
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午前11時20分再開）

◎ 日程9番 議案第42号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程9番 議案第42号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
改正の要旨についてですが、公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第7次地方分権一括法と言いますが、この法律が本年4月26日に

公布され、それに伴い公営住宅法の施行令の一部改正が7月26日に施行されております。この法律等の改正により、認知症患者等、これについては、認知症である者、知的障がい者、精神障がい者、これらに準ずる者、これらの公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の情報に基づいて公営住宅の家賃を定めることができるということとなっております。この対応として本町においても月形町営住宅条例の一部を改正するものです。改正条例の内容についてです。条例第13条の家賃の決定条項に第4項を加え、この第4項は、公営住宅法第16条第4項に規定する入居者、認知症患者等が収入の申告や収入の状況報告の請求等に応じることが困難な場合についての家賃の算出方法を規定しております。条例の第30条の収入超過者に対する家賃の条項には、第3項を加えて認知症患者等が収入超過者である場合についての家賃の算出の仕方を規定しております。附則、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

- 議長 堀 広一 日程10番 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

月形町も構成員となっております北海道町村議会議員公務災害補償等組合においては、本年6月1日付で組合を組織する「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に名称を変更しております。また、本年8月1日付で「江差町

ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更しております。組合を組織する町村や一部事務組合、広域連合については、組合の規約に規定されており、今回、組合を組織する組合町村等の名称変更については、組合規約の変更が必要となる事項です。このため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。なお、議決を得た規約については、総務大臣との協議により許可の日から施行するものです。以上で説明を終わります。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 議長 堀 広一 日程11番 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

今ほど議決いただいた議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてと同様で、北海道市町村総合事務組合を組織する「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、そして「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」にそれぞれ名称変更しております。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。なお、議決を得た規約については、総務大臣との協議により許可の日から施行するものです。以上です。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。
  
- ◎ 日程12番 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に  
ついて
- 議長 堀 広一 日程12番 議案第45号 北海道市町村職員退職手  
当組合規約の変更についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
この議案についても先ほどから議決いただいている組合規約の変更の案件  
と同様、北海道市町村職員退職手当組合を組織する「江差町ほか2町学校給食  
組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、そして「西胆振消防組合」が  
「西胆振行政事務組合」にそれぞれ名称変更しているもので、北海道市町村職  
員退職手当組合規約の一部を変更する規約について地方自治法の規定に基づ  
き議会の議決を求めるものです。これについても、議決を得た規約については、  
総務大臣との協議により許可の日から施行するものです。以上です。宜しくご  
審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。
  
- ◎ 日程13番 報告第3号 平成28年度月形町の財政健全化判断比率等の  
報告について

## 平成29年 第3回定例会 1日目

- 議長 堀 広一 日程13番 報告第3号 平成28年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 堀 広一 報告第3号は、報告済みといたします。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。(午前11時34分休憩)

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時30分再開)

◎ 日程14番 認定第1号 平成28年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程15番 認定第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程16番 認定第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- 議長 堀 広一 日程14番 認定第1号 平成28年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程15番 認定第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程16番 認定第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 認定第1号 平成28年度月形町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてまでの6つの会計につきましては、地方自治法及び

地方公営企業法の規定に基づき、町監査委員においてそれぞれの決算について審査をいただいたところでございます。本定例会において監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それ以外の添付書類として歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書等をもって決算の認定の提案をさせていただきますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 1時33分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時10分再開）

- 議長 堀 広一 この際報告いたします。先ほど設置しました決算特別委員会の委員長に宮元哲夫議員、副委員長に松田順一議員が互選されましたことを報告いたします。

- 議長 堀 広一 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、9月6日の本会議は、午前10時から再開し、一般質問を行います。

（午後 2時11分散会）